

廃棄物の不法投棄に係る情報提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人〇〇〇協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、不法投棄の撲滅に向けて、甲および乙（乙の会員を含む。以下この条から第5条までにおいて同じ。）が相互に連携・協力し必要な情報の共有を行うとともに、乙が秋田市内において廃棄物の不法投棄を発見した場合に、甲に情報提供を行うことにより、不法投棄の早期発見および拡大防止を図ることを目的とする。

（実施事項）

第2条 甲および乙は、相互に連携・協力して、次に掲げる事項について実施するものとする。ただし、乙の協力は、乙の本来の業務に支障のない範囲において実施するものとする。

（1）甲の実施する事項

- ア 乙に対する不法投棄に関する情報等の共有
- イ 乙が不法投棄を発見した場合の情報提供方法等を記載したマニュアルの作成および乙への提供

（2）乙の実施する事項

- ア 乙の従業員等に対するこの協定の趣旨および甲の作成した情報提供方法等を記載したマニュアルの周知
- イ 乙の従業員等が秋田市内で不法投棄を発見した場合の甲への情報提供

（費用負担）

第3条 第2条の規定に基づき、甲および乙が実施する事項に関する費用は、甲および乙がそれぞれ負担するものとする。

（免責）

第4条 乙は、実施事項について協力をした場合および協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲は、乙の情報提供に際して知り得た情報について、乙（会員にあっては、その情報提供を行った会員）の承諾なしに外部に漏らさないものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつてこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長

乙 秋田市○○○○丁目○番○号
一般社団法人○○○協会
会長 ○○ ○○